

学校法人華陽学園公益通報等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）の規定に基づき、学校法人華陽学園（以下「学園」という。）の業務に関し、法令、寄附行為及び学園の諸規定に違反する行為又はその危険性がある行為（以下「法令遵守違反行為」という。）が現実に生じ、又は生じようとしている場合に、その早期発見及び是正を図るために必要な体制を整備し、もって学園の法令遵守の精神の徹底と健全な発展に資することを目的とする。

(通報及び相談の窓口)

第2条 学園は、法令遵守違反行為に関する通報及び相談（以下「公益通報等」という。）を受け付ける窓口を内部監査室に設置する。

2 学園と雇用関係にある職員及び学園が経営する学校の学生のほか、学園への派遣労働者、学園の取引先の労働者（以下「職員等」という。）は、この窓口に対して公益通報等を行うことができる。

(公益通報等の方法)

第3条 公益通報等は、面談、書面、電話、電子メール又はファクシミリのいずれかの方法で行うことができる。

(禁止事項)

第4条 職員等は、不正の利益を得る目的、学園又は第三者に損害を加える目的、その他不正の目的をもって公益通報等を行ってはならない。

(相談への対応)

第5条 内部監査室は、職員等から法令遵守違反行為に関する相談を受け付けた場合、その内容に応じて、迅速かつ適切に対応しなければならない。

(通報への対応)

第6条 内部監査室は、職員等から法令遵守違反行為に関する通報を受け付けた場合、速やかに調査を開始しなければならない。ただし、法令遵守違反行為として通報された事実が存在しないことが明らかであるときは、この限りではない。

(専門的事項)

第7条 内部監査室は、受け付けた公益通報等の取り扱いにおいて、高度の専門性を要すると判断した場合は、外部に意見を求めることができる。

(調査の実施)

第8条 内部監査室は、法令遵守違反行為として通報された事実について、書類調査、実地調査、聞き取り調査その他の適切な方法により調査を行う。

2 理事長は、通報された事項に関する事実関係を調査するために内部監査委員会を設置することができる。

3 調査対象部署及び関連部署の職員は、通報された事項に関する事実関係の調査に際して、内部監査室から協力を求められた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これに応じなければならない。

(遵守事項)

第9条 内部監査室長、内部監査委員会委員及び調査担当者は、その職務の遂行に当たっ

て、次の各号を遵守しなければならない。

- 一 職員等及び第三者の権利又は正当な利益を侵害しないこと
 - 二 調査対象部署や調査対象者の業務の遂行に重大な支障を与えないこと
 - 三 常に公平不偏の態度を保持し、すべて事実に基づいた調査を実施すること
 - 四 職務上知り得た事実を正当な理由なく他に漏洩しないこと
- 2 内部監査室長、内部監査委員会委員及び調査担当者は、その職を離れた場合であっても、前項第四号に定める事項を遵守しなければならない。
- 3 内部監査室長、内部監査委員会委員及び調査担当者は、自らが関係する通報案件の処理に関与してはならない。

(報告)

第10条 内部監査室長は、公益通報等の案件処理にあたっては、個人情報保護に配慮し、その重要性を勘案しながら、その状況を理事長に報告しなければならない。

(是正措置等の実施)

第11条 理事長は、法令遵守違反行為が確認された場合、速やかに是正措置及び再発防止策を講じなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第12条 学園は、職員が公益通報等を行ったことを理由として、当該職員に対して、解雇、減給、その他の不利益な取扱いを行ってはならない。

2 学園は、学園への派遣労働者及び学園の取引先の労働者が公益通報等を行ったことを理由として、当該労働者に対して、派遣契約の解除その他の不利益な取扱いを行ってはならない。

3 前2項の場合において、職員等が不正の目的をもって公益通報等を行った場合は、この限りではない。

(軽減措置)

第13条 学園は、法令遵守違反行為に関与していた職員等が、内部監査室がその調査を開始する前に、自ら公益通報等を行った場合は、当該職員等の処分を免除し、又はその程度を軽減することができる。

(通報)

第14条 公益通報等を行った職員等に対しては、通報等の受領、当該通報対象事実の有無、法令遵守違反等不正行為が明らかになった場合の是正措置等を速やかに通知しなければならない。

(事後確認)

第15条 内部監査室は、是正措置等を実施後、次の各号を確認しなければならない。

- 一 法令遵守違反行為の再発がないこと
- 二 是正措置及び再発防止策が機能を果たしていること
- 三 公益通報等を行った職員等への不利益な取扱いがないこと

(事務処理)

第16条 この規程に関する事務は、内部監査室が担当する。

(規定の改廃)

第17条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、通報等への対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、学校法人名変更のため平成28年6月20日から一部改正施行する。